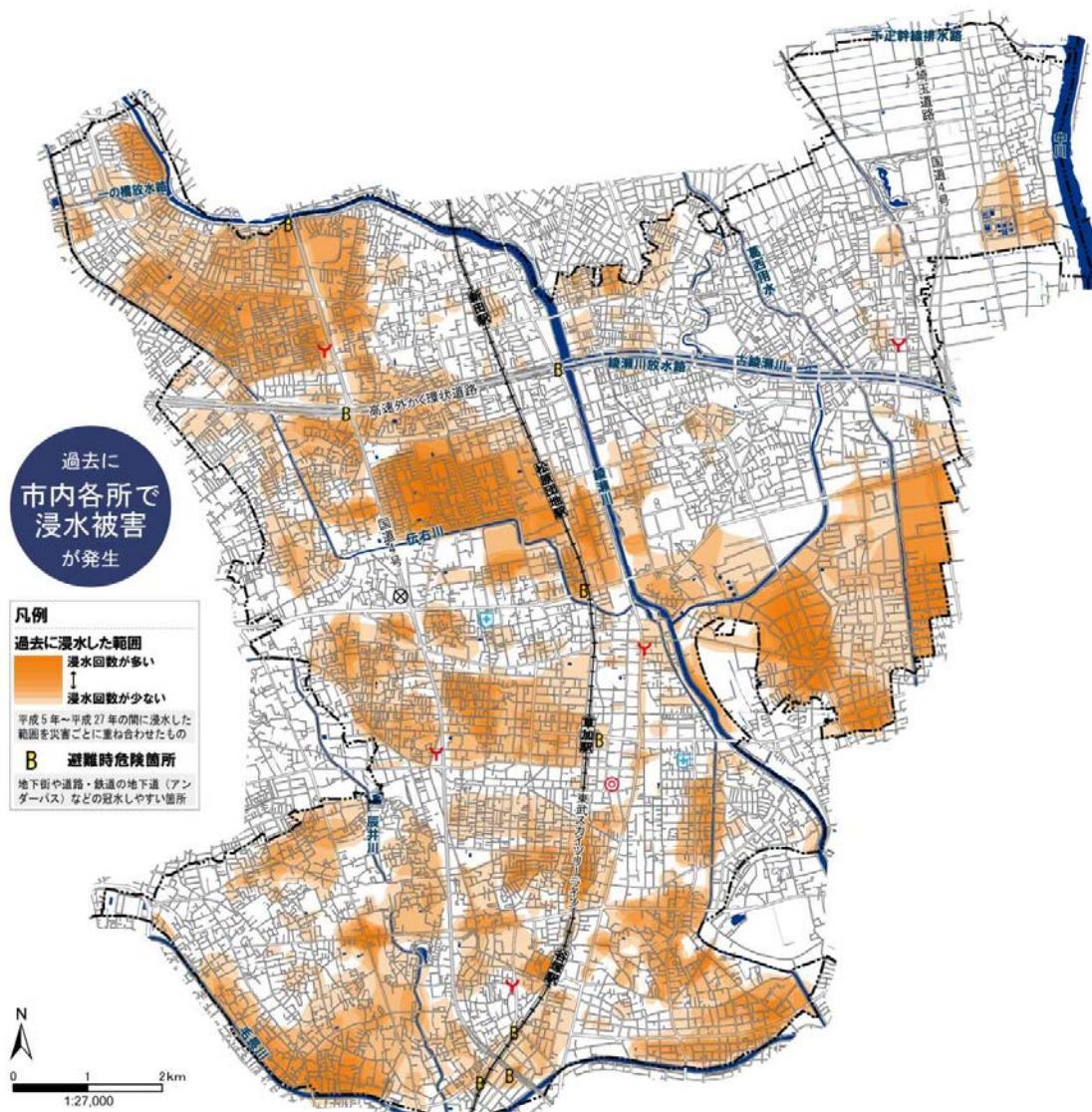


②水害によいまちづくり

（ア）内水氾らん対策

- 内水氾らんが頻発する地区では、排水ポンプの新設や増強、設置義務のある貯留施設などの適正管理に取り組みます。河川管理者である国や県に河川改修を行うように働きかけます。
- 浸水被害の軽減のために、貯水機能をもつ緑地の確保・保全を進めます。
- 推奨する避難行動として、浸水しない自宅上階への垂直避難を周知します。 垂直避難が難しい人に対して、平常時から安全な親戚・知人宅等を避難先として自ら確保しておき、浸水が始まる前から避難行動をするよう周知します。
- 早急な住民避難が行えるように、町会・自治会等のコミュニティが主体となって行う、想定浸水到達時間までに安全な場所まで避難できるルートの検討や避難マップの作成を支援します。

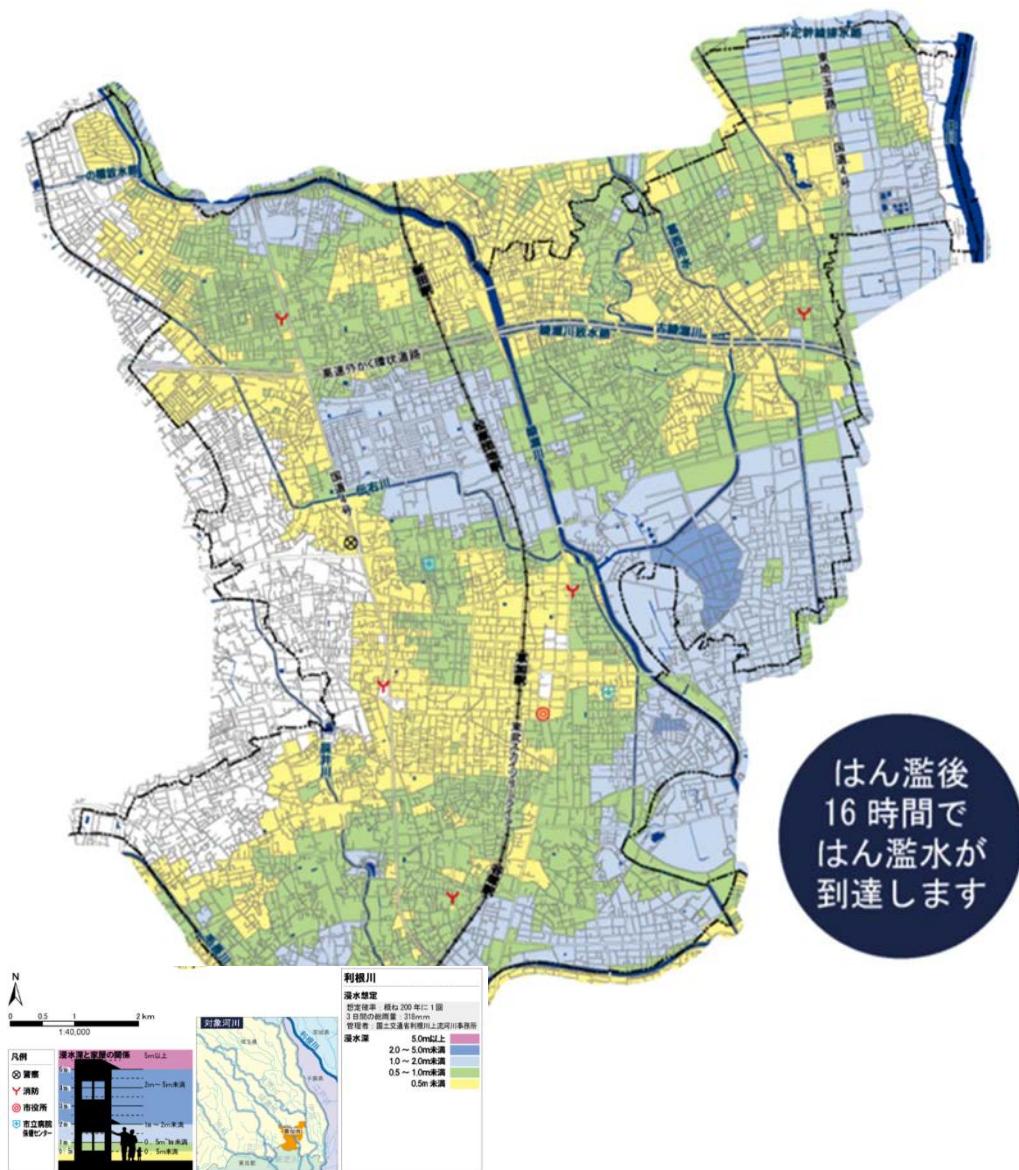
■草加市内水ハザードマップ（過去の浸水被害を重ねたもの）



(イ)外水氾らん対策

- ・~~推奨する避難行動として、浸水しない自宅上階への垂直避難を周知します。~~
- ・~~逃げ遅れた場合のために、高層で強固な建築物の位置を垂直避難が難しい人に対して、平常時から安全な親戚・知人宅等を避難先として自ら確保しておき、浸水が始まるとから避難行動をするよう周知します。~~
- ・~~早急な住民避難が行えるように、町会・自治会等のコミュニティが主体となって行う、想定浸水到達時間までに安全な場所まで避難できるルートの検討や避難マップの作成を支援します。~~

■草加市外水ハザードマップ（利根川が決壊した場合）



2 道路・交通体系方針



■ 基本方針

道路は人々の生活を支えるだけでなく、防災上も重要な役割を果たします。このため、体系的な道路網の整備を進めるとともに、必要に応じて、道路網の見直しを行います。

また、超高齢社会を迎えるにあたり、自動車を運転しない高年者にとっても出歩きやすく移動しやすい環境や、過度に自動車に依存しない社会の実現をめざすとともに、地域活力の向上やにぎわいの創出のためにまちなかに交流・滞在空間の創出を図りして、徒歩や自転車での移動環境を向上させていく必要があります。また、身近な移動は徒歩や自転車、遠方への移動はバスや鉄道などの公共交通の利用を選択することは、自動車の利用の低減につながるため、健康増進や脱炭素社会の実現の観点でも重要です。このため、道路の整備だけでなく、歩行空間の整備、自転車空間の整備、そして、公共交通網の充実、交通安全対策を進めることで、誰もが安全に安心して移動できる道路環境を整えていきます。

方針2 歩行空間の整備

魅力的な歩行空間を整備し、人々の外出機会を創出する

(1) 現況・課題

- ・健康寿命を延ばすためにも、高年者にとって歩きやすい歩行空間が必要です。
- ・市内外の人に、まち歩きをしてもらえるような、歩行空間の魅力向上が必要です。

(2) 改善に向けた具体的施策

高年者をはじめとする市民の健康や自動車利用の抑制を図ることによる脱炭素社会の実現、地域の魅力を再発見することによる地域への愛着醸成などの観点からづくりのために、身近に気軽に歩ける場所、出歩いてみたいと思える「道」が必要です。また、地域の活力を高めていくために、市の内外の人にとてまち歩きをしたくなるような、魅力的な歩行空間をつくる必要があります。さらにとともに、歩行空間はじめとした街路空間を有効的に活用することで、出会いやにぎわいや交流、にぎわいを生み出すような居心地が良く歩きたくなるまちを実現することも重要です。このため、新たな道路等の公共施設整備の際には、出会いやにぎわいを生み出すため空間や快適な歩行空間、みどりや休憩スペースの確保、創出を図るとともに、既存の道路・駅前空間・散策路・ウォーキングコース・河川沿いの通路などを維持・保全・活用していくことで、居心地が良く歩きたくなるまちの実現をめざします。とともに、商店街では歩道の美装化を進めています。

①歩行空間の維持・保全・活用

- ・歩行空間に木陰や休憩スペースを設けて快適な移動環境を整えるとともに、身近な居場所づくりに取り組み外出のきっかけを生みだすことで、地域の人々が交流することができる、日常の中に自然と歩きたくなる環境の整備に取り組みます。
- ・誰もがいつでも気軽に市内で散策や健康づくりができるように、桜並木や観光資源などをいかした散策路やヘルシーウォーキングコース、ヘルシーロード、ふれあい小路などの維持・保全・活用に取り組みます。
- ・綾瀬川沿いの草加松原遊歩道の魅力向上を図るため、歩行者道路や自転車道路の維持・保全・活用を図ります。
- ・中川沿いについては、改修にあわせて、河川沿いが歩行空間などとして活用できるよう関係機関と調整を進めます。
- ・河川や水路沿いの歩行者空間の途中に、休憩などができる空間があることで、歩きやすさや歩く楽しさをより強く感じられることから、空き地等を活用した整備について検討します。
- ・河川や水路沿いの歩行者空間と、主要公共施設や公園、駅などとのネットワーク化を図

りながら、親しまれる道づくりを進めるとともに、最寄りの駅・バス停や公共施設等への経路などが分かりやすいサインの設置などをめざします。

② 商店街での魅力ある歩行空間の整備

- ・駅前商店街など沿道に店舗などが集積している路線については駅周辺や商店街などでは、安全で快適に買い物ができる歩行空間づくりや歩道の路面のカラー化等による美装化などの整備や街路空間の活用などを~~行うことで、人々の交流やにぎわいの生まれる居心地が良く歩きたくなるまちなかをめざします。~~
- ・新たな道路や駅前広場等の公共施設・都市基盤整備では、快適な歩行者空間や歩行者滞在空間の創出を図るとともに、民間事業者の強みを活かした民有地の活用や魅力ある店舗づくりの取組と連携することで、官民一体で居心地が良く歩きたくなるまちづくりに取り組みます。

方針4 持続可能な公共交通網の構築

市民の暮らしを支える公共交通ネットワークの形成をめざす

(1) 現況・課題

- 既存のバス路線が身近にない地域のほか、バスで市内4駅や市立病院へ向かうことが困難な地域が存在します。
- 生産年齢人口が減少しバスの利用増加が見込めない一方、通院や買い物などの暮らしの足として、利便性の高い移動手段を提供する必要性が高まっています。
- ~~バスの利用率が低く、既存の路線バスが市民にとって気軽に利用できる交通手段となっていましたません。まちづくりの進展や道路整備の状況を踏まえ、公共交通ネットワークの再編・新設を行う必要があります。~~

(2) 改善に向けた具体的施策

公共交通は超高齢社会への対応として、必要不可欠な移動手段です。また、自動車利用からの転換を進めることで道路渋滞の緩和、環境負荷の低減、健康づくりの推進や交通事故の抑制も図れます。このため、身近にバス路線がない地域への対応や通院や買い物への利便性を高めるために、既存のバス路線の再編の検討やコミュニティバスの運行継続に向けた取組を実施し導入可能性を検討しながら、交通不便地域の解消を進めていきます。

また、~~バス路線を維持・継続していくには、コミュニティバスの利用の拡充を進めることが最も重要であることからため、バリアフリーなどの利用環境の改善や公共交通利用のメリットの周知など、公共交通を利用しやすい環境づくりを進めていきます。くともに、運転士不足や高齢化の進展に伴う移動ニーズの多様化など社会情勢の変化を継続的に確認し、評価・検証を行うことで、バス路線の維持・継続を図ります。~~

①公共交通網の充実

(ア) 地域間幹線路線（既存バス路線）の再編成

- 主に通勤・通学の利用を対象とした、駅と駅を結ぶバス路線（地域間幹線路線）は、将来のまちづくりや都市計画道路などの基盤整備の進捗に応じ、既存バス路線の見直し再編に取り組みます。また、状況に応じてバス停の新設や位置変更などを検討し、市民の生活の足となるよう努めます。
- 戸塚安行駅・八潮駅・越谷レイクタウン駅・竹ノ塚駅など、近隣自治体の各駅方面への延伸・接続を検討します。

(イ) 地域内アクセス路線（コミュニティバス・デマンド型交通など）の維持・再編成導入

- 既存バス路線の見直しのみでは交通不便地域が解消されない地域では、通勤・通学のほか通院や買い物の利用を対象として、住宅地や主要施設を結ぶため、既存バス路線の補完・連携を前提に、地域の特性に即してコミュニティバスの運行継続やデマンド型交通などの新たな交通手段の導入をはじめとした地域内アクセス路線の維持・再編に取り組みます。の導入を検討します。
- 地区内アクセス路線の導入コミュニティバスの運行継続にあたっては、バス事業者への財政支援のほか、利用者の属性や社会情勢の変化などの将来予測や関連データ、利用実態を踏まえた既存バス路線と整合した運行計画の作成、試験運行による評価・検証・見直しを定期的に実施することで、地域の実情に即した柔軟で持続可能な運行体制の構築をめざします。図り、事業者による自主運行をめざします。

(ウ) 利用促進施策の推進

- 公共交通の利用拡充を図るため、バス停や駅ホームの環境改善とバリアフリー化に取り組みます。また、バス車両のバリアフリー化として、バス事業者と連携を図りながらノンステップバスの導入の促進を図ります。駅ホームでは安全対策として、鉄道事業者と連携を図りながらホームドアの整備に向けた検討をします。
- 公共交通の利用転換を促すモビリティ・マネジメントの側面から、公共交通の利用方法やメリットを周知するなどの利用促進に取り組みます。
- 誰もが移動しやすい公共交通環境の実現に向け、公共交通が利用しづらい地域を中心に、様々な移動手段の導入を検討します。
- 案内板や乗り場サインを設置・更新する際には、多言語対応など誰でも分かりやすい表示を目指します。

② 新たな鉄道

- 地下鉄8号線については、交通政策審議会での答申を踏まえ、広域的な交通網整備の視点に立ち、国や県、周辺自治体と連携しながら、整備の方向性を検討していきます。

方針3 地域特性にあったみどりの創出

減少するみどりを守り、活用し、草加らしいみどりを創出する

(1) 現況・課題

- ・貴重な農地やみどりなどが減少傾向にあります。
- ・~~火災の延焼遮断帯や災害時の避難所ともなるため、防災空間としても農地・緑地の確保が必要です。自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能な地域社会の形成を実現するために、農地や緑地などを確保・活用するなどのグリーンインフラを活かした取組の推進が必要です。~~

(2) 改善に向けた具体的施策

公園が不足している地域に短期的に公園を整備することは財源的にも厳しいことから、市内に残る農地や屋敷林、生垣などの保全や、開発に伴う緑化や公園整備などにより、身近なみどりの創出に取り組みます。また、みどり豊かなまちなみをつくり出していくために、街路樹や沿道の緑化などにより、身近なみどりの保全・活用・創出を図ります。

また、都市部の貴重なみどりの資源であり、火災の延焼遮断帯や避難空間などの防災空間としても活用できる、農地・生産緑地の保全・活用に取り組みます。

①身近なみどりの保全・活用

- ・民有地に残る貴重な緑地や樹林地、樹木などの保全を図るとともに、身近なみどりに触れ合うことのできる拠点や環境学習の場としての活用に努めます。
- ・開発事業に伴う敷地内緑化や公園などを適切に誘導します。
- ・目に見える身近なみどり、ネットワークとなるみどり、防災・減災機能をもつみどりとして、街路樹などによる、幹線道路などの沿道緑化を進めます。
- ・まちかどのポケットパークには、景観や安全に配慮した植栽を配置します。

②農地・生産緑地の保全・活用

- ・生産緑地を維持保全するため、関連機関との連携を強めるとともに、防災協力農地の指定に取り組みます。
- ・耕作放棄地の発生防止・解消を図るとともに、市民農園・体験農園の開設促進等を行って、農地利用の最適化を促します。

4 生活環境整備方針



■基本方針

今回の都市計画マスタープランでは、道路整備・公園整備といったハード面だけでなく、都市が抱える様々な課題に対応できるよう、ソフト施策についても配慮しています。特に、まちづくりを進める上で不可欠となる地域コミュニティの創出や、人口減少、超高齢社会、**障がい者が自ら望む地域生活を営むことなど**に対応するためには、高年者や**障がいのある人**、子育て世帯に配慮したまちづくりが極めて重要になってきます。

また、近年、地球温暖化や地球規模での気候変動が深刻化しており、その影響は私たちの生活や自然環境に大きな影響を及ぼしています。

そのため、省エネルギー・創エネルギーの推進や緑化の推進などを行うことで環境負荷を抑えることにより、環境と経済のバランスが取れた持続可能な社会である脱炭素社会を目指すことが重要です。

このため、生活環境整備方針では、コミュニティの創出、環境にやさしい持続可能な社会を実現するために、高年者や**障がいのある人**、子育て世帯が、歩いて行ける**身近な**生活圏のなかで、豊かな気持ちでいつまでも暮らせるようなまちづくりについて定めます。また、その前提として、**コミュニティの創出のための拠点づくりや、環境にやさしく、安全安心なまちづくりにも取り組んでいきます。**

方針2 環境に配慮したまちづくり

安心で快適な生活をいつまでも維持していくため環境の側面に配慮したまちづくりを推進する

(1) 現況・課題

- 市域の9割以上が市街化区域であるため、市内にはまとまった自然が少ないです。
- 私たちの生活は自然環境だけでなく、ごみ問題、**大気汚染**、水質汚濁、騒音・振動などの生活環境、さらにはPM2.5や放射能による大気汚染などの**地球温暖化や生物多様性の喪失**などの地球規模の問題まで、様々な環境の影響を受けています。

(2) 改善に向けた具体的施策

私たちの生活は、ごみの増加や大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、ヒートアイランド現象といった身近なものから、地球温暖化による**気候変動**、**エネルギー問題**や**プラスティックごみによる海洋汚染**などの地球規模のものまで、様々な環境**課題**に直面しています。また、**東日本大震災以降の社会環境の変化**大きく変化していく**社会経済情勢**や、新たな環境**課題**にも対応していく必要があります。

このため、私たちが安全で快適に日常生活を送り、それをいつまでも続けていくために、自然環境や生態系への配慮や、再生可能エネルギーの導入、**自然環境の有する多様な機能の有効活用**、**身近な生活環境の保全などに取り組むとともに、CO₂削減のため、歩きたくなるまちづくりや公共交通の利用の推進を図りながら**、環境の側面に配慮したまちづくりを進めていきます。

①水環境の保全と創造

- 河川の水質は改善傾向にあることから、より一層の水質改善をめざし、国及び県と協調した水質浄化対策や生活排水対策及び工場・事業所の排水対策に関する周知・指導等、河川の浄化対策に取り組みます。
- 市民が水辺に親しめるイベントや河川清掃活動等を継続するとともに、より多くの市民に魅力を感じてもらえるような活動を実施します。

②身近な自然の保全と創造

- 身近な自然が減少していることから、自然環境の現状を把握した上で、生物の多様性を保全・活用するための施策の充実を図ります。
- 市民が自然に親しめるよう、自然観察イベント等の実施や、ビオトープ等の適切な維持管理に取り組みます。

③低脱炭素社会の推進

- ・埼玉県東南部地域5市1町「ゼロカーボンシティ」共同宣言に基づき、エネルギー消費を最小限に抑え、温室効果ガスの排出を抑制していくとともに、気候変動の影響に適応できる脱炭素社会をめざします。~~自然エネルギーの有効活用及びエネルギーの面的利用等に向けた取組みを実施し、低炭素型まちづくりを推進します。~~
- ・事業所を新築・改築する際のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）、住宅を新築する際のZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及促進を図ります。
- ・公共施設等の新設や更新の際は、レインガーデンの設置などによる水質浄化、水害の負荷の軽減を図ります。
- ・地表面や建物の緑化、グリーンカーテンの設置等により、ヒートアイランド現象の緩和、美しく潤いのある都市空間の形成を図ります。
- ・温室効果ガスの削減効果が高い取組行動の定着に向けた支援をしていくとともに、再生可能エネルギーの利用推進や省エネ・再エネ普及啓発事業などの取組をより一層推進します。
- ・ごみ減量を含む3Rの推進については、ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の2Rの推進に主眼を置きながら、市民・事業者への普及啓発活動に取り組みます。
- ・気候変動による生態系や水質への影響を把握するモニタリング調査を実施していくとともに、熱中症や感染症などの健康面での対策、自然災害などの安全面での対策等を推進します。気候変動適応策として夏期に熱中症防止のため公共施設等で開設する「クールオアシスそうか」や、~~光化学スモッグ注意報発令時における周知の迅速化などの健康安全面での対策、地表面や屋上の緑化などのヒートアイランド現象の緩和対策、浸水被害への対策等を推進します。~~

④生活環境の保全

- ・生活環境を保全するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導・許可、立ち入り検査の実施や、騒音・振動などの公害の発生防止対策に取り組みます。
- ・魅力的で快適なまちなみを形成・維持していくために、ごみのポイ捨て防止などまちの美化に関する市民意識の醸成、廃棄物の不法投棄、廃棄物等を堆積した在宅の不適正管理家屋物品等の堆積により不良な状態となっている住宅等（いわゆる「ごみ屋敷」）などの発生抑止対策に取り組みます。

⑤環境に配慮した行動の実践と拡大

- ・子どもたちへの環境教育について、学校単位で身近な環境問題やエネルギー問題などに関する環境教育学習教育の取組を推進する~~していく~~とともに、子どもたちが住む地

域における自然環境環境学習については、学校と地域が連携した幅広い世代を対象とした地域と学校が連携することで環境教育・環境学習の活性化を図ります。

- ・環境に配慮した行動や生活の実践と定着に向けて、市民・事業者に対する適切な情報提供を行うとともに、市民・事業者の環境に配慮した自主的な活動の支援に取り組みます。

方針2 既存住宅をいかした住まいづくり

既存住宅を上手に利活用しながら、多様化する住宅ニーズにあった住まいの供給を進める

(1) 現況・課題

- ・老朽化したマンションがあり、その中には区分所有者の合意形成の難しさから耐震化や建替えに課題のあるマンションもあります。
- ・空き家が発生しており、今後さらに増加する見込みです。
- ・既存住宅を上手に活用し、ライフステージなどにあわせて住替えを促していくため、既存住宅の流通の仕組みを構築していくことが必要です。

(2) 改善に向けた具体的施策

市内でも、人口減少などにより空き家が増加しています。また、耐震化や建替えのための合意形成に困難のある老朽化したマンションも増えつつあります。

こうした状況から、これからは住宅を増やしていくのではなく、今ある既存の住宅や空き家を安全で質の高い住宅に更新するなど、既存のストックをどのように利活用していくかということが重要になってきます。

このため、既存の住宅を災害に強く、高年者にとっても住みやすいものとするよう、耐震補強や長寿命化、リフォームの促進、マンション居住者の合意形成の促進を進めています。また、空き家については、**適正管理****適切な管理の確保**や情報提供、**活用拡大****他の用途への転換**などを進めていきます。

また、かつて家族で暮らしていた住宅に高年者が一人で暮らしている状況がある一方で、ファミリー世帯が適切な広さの賃貸住宅を確保できないなど、住宅の需給にミスマッチが生じています。

このため、ライフステージの変化に伴い、必要な時に必要な大きさの住宅に住替えができるよう、住宅ニーズと既存住宅のマッチングを図るため、既存住宅の活発な流通を進めています。

①既存ストックの耐震化・長寿命化の促進

- ・耐震診断や耐震改修工事への助成により、既存住宅の耐震化を促進します。
- ・既存住宅の耐震性、耐久性、省エネ性能を高めるためのリフォームを促進します。
- ・密集市街地における防災力を高めるために、住宅の建替えや、耐火性のある住宅へのリフォームの支援策を検討します。

- ・既存の住宅を健康増進に資するような住宅や、在宅で介護サービスを受けやすい住宅へ改修するなど、高年者がいつまでも暮らしやすい住宅へとリフォームすることを促進する対策を検討します。
- ・マンションが適正に維持管理され住宅ストックとして活用できるよう、マンション管理組合や居住者への支援に取り組みます。
- ・市内マンションの実態把握調査などを実施し、多数の区分所有者の合意形成という特有の難しさを抱える、区分所有マンションの建替えや大規模改修等の支援に取り組みます。

② 空き家などの活用

(ア) 空き家などの発生予防・支援・措置

- ・防災・防犯対策の観点からも、空き家などの発生を未然に防止するために、情報提供や相談などを行うとともに、現地調査や所有者の確認などにより、適正な管理がされるように取り組みます。
- ・空き家などが適切に管理・活用されるよう、市民団体やN P O等への情報提供などに取り組みます。
- ・市民団体やN P O等が、空き家などの活用の可能性等を学習する場の提供に取り組みます。
- ・空き家所有者の様々な相談を受ける空き家相談受付体制を整備することで、空き家の適切な管理の確保、所有者への支援に取り組みます。
- ・老朽化により倒壊などが危惧される著しく危険な空き家などについては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、所有者へ指導等を行うことで、管理不全な状態の改善を図ります。適正な対応ができる体制づくりをめざします。

(イ) 空き家・空き店舗・空き地などの利活用

- ・空き家・空き店舗・空き地・公共資産などが有効に活用されるよう、民間事業者等との連携を視野に入れたリノベーションにより、都市型産業の集積、観光・文化芸術の振興など、新たなコンテンツの創出をめざします。
- ・空き家・空き店舗・空き地・公共資産などが、地区の魅力づくりや課題解決のため、防災・健康・福祉・子育て・コミュニティ・商業機能などの新たな機能として活用できるよう検討します。されるよう、他用途への転換の促進をめざします。

③ 既存住宅が円滑に流通する仕組みづくり

- ・空き家の活用や、ライフスタイルに応じた市内での住替えがしやすくなるよう、**空き家バンクの活用など、宅地建物取引業協会等の不動産関連団体**とともに既存住宅の流通促進に向けた取組みについて検討を進めます。
- ・既存住宅の流通促進にあたっては、住まい手のニーズが多様化していることから、ゼロエミッション住宅（廃棄物の少ない住宅）など、特徴的で個性豊かな住宅情報を積極的に発信していくことも検討します。
- ・既存住宅（中古住宅）を安心して購入等できるよう、耐震性などに優れた中古住宅にお墨付きを与える制度や、住宅性能表示制度、既存住宅売買瑕疵保険などの普及・活用を推進します。
- ・マンションの所有者などに対しては、その維持管理や居住環境の確保ができるよう、セミナーの実施や意識啓発等を図ります。

④ 市営住宅等の適正供給と維持管理

- ・公共施設の維持管理や大規模改修、建替えにかかるコストの軽減が求められていることから、耐震性が不足し、かつ著しく老朽化している市営住宅については、今後の在り方を検討し、建物の維持管理における効率化を図ることで、その経費の縮減に取り組みます。
- ・公共施設を中心に地域コミュニティが形成されているといった地域の特性を踏まえ、公共施設の大規模改修や建替えにあたっては、地域住民が利用しやすい空間の確保や、まちと一体となるようなランドスケープデザインの導入など、設計や配置を工夫することで、地域とのつながりを深め、魅力ある地域拠点となることを目指します。

⑤ 長期優良住宅等の促進などの住宅品質の確保

- ・新築住宅については、将来的に住替えがスムーズにできることなどを視野に入れ、また、良質な住宅ストックとなるよう品質の確保を図ります。
- ・長期優良住宅認定制度の活用などにより、長期間使用できる良質な住宅の普及を促進します。
- ・太陽光発電等の再生可能エネルギーや高効率機器の設置、パッシブ住宅（風などの支援の力を活用した省エネ住宅）、県産材を利用した住宅などの環境に配慮した住宅の普及を促進します。
- ・誰もが利用しやすいバリアフリー化された住宅や、将来的にバリアフリー化の改修ができるよう予め設計された住宅の普及を促進します。

戦略1 『超高齢社会に対応したまちづくり』戦略

住み慣れた地域で健康で自立的に生涯を暮らせる、 超高齢社会に対応したまちをつくる

戦略の基本方針

超高齢社会に対応したまちづくりを進めるためには、多くの高年者が地域社会の中で健康で活動的に暮らせるよう、「地域包括ケアシステム」とまちづくりとの連携により、地域全体で高年者の生活を支える社会を構築することが必要です。

このため、健康寿命を延ばすため気軽に健康づくりに取り組めるように、まちをデザインします。また、高年者が住み慣れた地域で健康で自立した生涯を過ごせるように、日常生活に必要なサービスやライフステージの変化に応じた医療・福祉サービスなどが、歩いて行ける場所で受けられるようなまちをつくるため、健康・医療・福祉・生活サービスなどの機能を適切な場所に配置します。

STAGE I : 実施中もしくは短期で取り組むこと

■高年者が気軽に歩き、身近な場所で健康づくりができるようにする

- ・ 気軽に健康づくりができるように、安全で快適な歩道や散策路、ヘルシーウォーキングコース・ヘルシーロード、身近な公園・広場などの維持管理や活用を図り、高年者の外出を促す。
- ・ 市民とともに魅力的なウォーキングコースの発掘や、ウォーキングマップの作成を行うなどにより、散策の機会の充実を図る。
- ・ 人とのつながりや生きがい創出のために、コミュニティ活動への参加促進を図る。
- ・ 日常生活の中で体を動かす機会を増やす健康づくりの推進や、食育の推進といったソフト施策とも連携しながら、市民の健康づくりを進める。

[関連する主な部署：自治文化部・健康福祉部・健康推進部・都市整備部]

STAGE II : 中期的な視点で取り組むこと

■高年者が身体能力やライフステージの変化に合わせて、必要な住まいを確保できるようにする

- ・ 高年者が住み慣れた地域で住み続けることができるよう、身体能力やライフステージの変化などに対応して、住宅改善や住替えが安心して行える環境づくりを、地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携して取り組む。
- ・ 高年者が住替えなどをしやすくするために、リバースモーゲージ（住宅担保型老後資金ローン）の普及を図るなど、住生活資金の確保をめざす。
- ・ 高年者が暮らしやすい住宅の整備を促していくために、バリアフリー化やヒートショック対策、身体・認知機能等の状況を考慮した居室の配置・設備等が施された、高年者向けの住宅の整備を促していく。

- ・ 民間賃貸事業者が安心して、単身の高年者などに住宅を貸すことができるよう、
関係機関との持続的な連携体制を検討するなど、円滑な入居促進を目指す。オーナーとの情報交換や協力体制の構築をめざす。
- ・ サービス付き高齢者向け住宅等の供給を促していく。
- ・ 宅地建物取引業協会等と連携した高年者などの住宅確保要配慮者が入居できるセーフティネット住宅の情報を提供する。

[関連する主な部署：健康福祉部・都市整備部]

■高年者が住み慣れた地域で暮らせるように、必要な機能を誘導する

- ・ 健康づくり・医療・福祉・交流拠点・商業・公共公益など、高年者が必要とする機能を身近な生活圏の中に確保するため、詳細な地域ニーズの把握や解析を行う。
- ・ 増加する高年者に対応できるよう、コミュニティブロック単位で高年者サービスの需要の増加を分析し、地区ごとに高年者福祉サービス機能を整備することをめざす。
- ・ 高年者福祉サービス機能の確保のためには、小中学校などの公共施設や空き家、生産緑地などの、地域の資源を活用する。
- ・ 様々な地域資源が有効に活用されるよう、空き家・空き店舗・公共資産などのリノベーションや他用途への転換により、健康・医療・福祉・コミュニティ・商業などの機能をつくり出していく。
- ・ 一次、二次医療の適切な利用が浸透するよう普及・啓発活動を進め、地域における医療環境の充実を図る。
- ・ 身近な健康づくりや交流の場としても機能するよう、地域に親しまれる公園を整備する。
- ・ 公共施設などの既存ストックを活用し、高年者の交流や活動の拠点をつくる。

[関連する主な部署：総合政策部・自治文化部・健康福祉部・都市整備部]

■各施設へ安全にアクセスできるネットワークを整備する

- ・ 通院や買い物の利用をしやすくするため、既存バス路線の補完・連携を前提に、住宅地や主要施設を結ぶ地域内アクセス路線の導入を検討する。
- ・ 将来の高齢者人口の推移を継続的に把握・評価することで、地域のニーズに即したコミュニティバスの持続的運行を確保する。
- ・ 高年者の移動手段を確保するため、安全に自転車が走行できる空間の確保を図る。
- ・ 高年者が安全に安心して歩ける歩行空間の確保を図る。
- ・ 地区内の拠点となる施設へ向かう主要な路線のバリアフリー化などの安全対策を進める。

[関連する主な部署：総合政策部・市民生活部・都市整備部・建設部]

STAGE III：長期的な視点で取り組むこと

■歩いて行ける身近な生活圏の中に、住まい・生活サービス・医療・介護など必要な機能が集約されたまちをつくる

- ・ 高年者が住み慣れた地域で健康的・自立的に生活できるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるような地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- ・ 地域内にある介護、医療、生活支援等のサービスの連携や、こうした高年者対象のサービスが集約された地域拠点の形成など、高年者が生涯を送ることのできる生活環境の整備に取り組む。
- ・ 高年者が身近な生活圏で必要な機能を享受できるように、コンビニエンスストアなどの身近な生活支援をする商店や、医療機関・高年者福祉サービス施設などの立地誘導をめざす。また、必要な機能を立地させるために、必要に応じて都市計画法の様々な手法の活用などを検討する。

[関連する主な部署：[健康福祉部](#)・[健康推進部](#)・[都市整備部](#)]

戦略2 『人口減少を抑制する活力と魅力のあるまちづくり』戦略

人口減少を抑制するために、住んでみたい・

住み続けたいと思える魅力的なまちをつくる

戦略の基本方針

人口減少を抑制する活力と魅力のあるまちづくりを進めるためには、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥るリスクを避けるためのまちづくりが必要です。

このため、にぎわいづくりや産業の振興、基盤の整備などに取り組みます。また、人口が減少することを抑制するために、若い世代や子育て世代の希望をかなえる生活環境を整備し、若者から高年者までが、住んでみたい・住み続けたいと思える魅力的なまちをめざします。

STAGE I : 実施中もしくは短期で取り組むこと

■ 地域経済を活性化させるため、産業基盤を整備する

- 旧日光街道沿いを中心とした旧町地区において、民間事業者等との連携を図りつつリノベーションまちづくりを推進する。
- 柿木地区における企業誘致により、地域経済の活性化と雇用の創出に取り組む。
- 民間事業者等との連携を視野に入れ、空き家・空き店舗・空き地・公共資産などが地区の魅力づくりや課題解決のために活用できる仕組みづくりを検討する。

[関連する主な部署：総合政策部・自治文化部・都市整備部]

■ 魅力的な都市環境をめざして、都市基盤を整備する

- スポーツを通じた健康づくりを促進するために、**そうか公園北部**にスポーツ機能を持つた施設を立地する。
- 新田駅東西口では土地区画整理事業により、駅前広場・道路・公園などの公共施設を整備・改善し、宅地の利用増進を図りながら、良好な市街地の整備を進める。
- 谷塚駅西口では、未整備となっている地区の計画的な基盤整備をめざして、まちづくりの方向性を検討する。
- 獨協大学前<草加松原>駅西側地域**では団地建替事業とあわせて、良質な住宅・骨格となる道路・公園等の基盤整備により良好な住環境をつくるとともに、高年者施設・子育て支援施設・医療機関等の拠点を整備することにより、多世代交流のモデルとなるようなまちづくりを推進する。

[関連する主な部署：自治文化部・こども未来部・都市整備部・建設部]

■子育て世代を引きつけるまちづくりを進める

- ・ 子育て世帯が住み続けたい・住んでみたいと思えるよう、市の子育て世代に対する各種サービスや魅力を分かりやすく発信し、十分な情報が行き届くように取り組む。
- ・ 子育て世帯が希望する居住環境を得ることができるよう、住宅周囲のまちなみや保育環境、交通安全・災害・空き家に関するデータなどの各種の情報発信に取り組む。
- ・ 利用者ニーズや人口推計に基づきながら、地区ごとや駅勢圏ごとに保育施設の立地誘導を検討する。

[関連する主な部署：総合政策部・こども未来部・都市整備部]

■草加松原をいかした風景づくり・にぎわいづくりを進める

- ・ 国指定名勝に指定されたある草加松原や、矢立橋・百代橋や札場河岸公園など、歴史の名残を今に伝える景観資源を良好に保存・活用しながら、草加松原及び周辺地域のにぎわい創出を図る。
- ・ 草加松原周辺を中心に、建築物や屋外広告物等の形態意匠・色彩等の制限や各種の支援など、景観形成のルール・仕組みづくりを検討する。
- ・ 松並木と調和し、旧町地区や文化核との連続性のある、市民文化交流の拠点となる文化核と調和し人にやさしい・人を引きつける歴史と風格の感じられるまちなみ景観の形成を図る。

[関連する主な部署：自治文化部・都市整備部・教育総務部]

STAGE II：中期的な視点で取り組むこと

■子育て世代にやさしい生活環境を整備する

- ・ 地域の未来を担う子どもや若者の意見を尊重し、その参加を積極的に促すことで、将来を見据えたまちづくりを推進する。
- ・ 宅地建物取引業協会等と連携して不動産情報・地域の子育て支援情報を提供することや、空き家を含めた既存住宅の流通を促進することで、子育て世代にとって住宅の取得や、ライフステージに応じた住替えが容易になるようにする。
- ・ 空き家を含めた賃貸住宅を子育て世帯向けにリフォーム活用することや、子育て世帯向け住宅としての認証制度など、子育て世帯に適した環境をつくる手法を検討する。や融資制度を設けることを検討し、子育て世帯に適した住宅の供給を促進させる。子どもから高年者までの多世代が近くに住み、子育てや介護などをお互いに支え合うコミュニティが存在する「多世代同居・近居のまちづくり」をめざし、それ

が可能となるような住宅整備に対する補助や支援制度を検討する。

- ・公園やレクリエーション施設は、子どもの活動の場・保護者同士の交流の場としても機能するように配置を検討する。
- ・中高生の居場所づくりのために、既存のストックを活用しながら、青少年や地域の市民の交流機能の充実をめざす。
- ・子どもを始め、誰もが安心して安全に暮らせるように、学校周辺や通学・通園路などの道路の安全対策や、防犯まちづくりに取り組む。

■環境や個性を大切にした豊かなつながりと魅力あふれるまちをつくる

- ・再生可能エネルギーの活用や省エネルギー性能の高い住宅設備の導入に対する助成・補助制度を検討し、**脱炭素社会**を考慮した住まいづくりを進める。
- ・リノベーションまちづくりをはじめとした、個人や事業者の強みを活かして地域の魅力を高める取り組みの支援を通じて、地域経営課題の解決や新たなコミュニティの創出につなげることで、暮らしやすく人が集うまちをめざす。
- ・活力ある地域コミュニティに支えられた豊かな居住環境の創出をめざす。
- ・快適で心地よい居住環境をめざして、地域の特性に応じた良好なまちなみ景観を誘導する。

[関連する主な部署：自治文化部・こども未来部・市民生活部・都市整備部]

STAGE III：長期的な視点で取り組むこと

■誰にとっても住みやすいまちをつくる

- ・各地区内で分散している子育て支援の機能の集約・連携を進め、子育て支援センターのサテライトとなるような子育て支援の拠点を各地区に整備する。
- ・良好な住環境を確保するとともに、身近な生活圏の中に、公園・広場や、医療機関や日用品の買える商店、コミュニティの交流の場など、生活に必要となる機能が充実したまちとなるよう、土地利用を誘導していく。
- ・生活の場から、身近な拠点や至近の駅まで安全にアクセスができるネットワークを構築するために、歩行者空間や自転車通行空間の整備、公共交通網の充実、主要な路線のバリアフリー化を進めていく。
- ・**子どもを産み育てたいと選ばれるようなまちとなるよう、子育てに適した環境の整備に取り組む。**

[関連する主な部署：総合政策部・こども未来部・市民生活部・都市整備部・建設部]

■にぎわい交流エリアで、一体的な文化・にぎわいの交流を推進する

- ・にぎわい交流エリアでは、産業の振興や観光・文化芸術の振興をめざし、リノベー

ションまちづくりや、文化活動、多世代交流推進モデル地区での多世代交流とあわせて、風景づくり、大学との交流、お祭りやイベントなどの連携により、人々の往来に回遊性を持たせ、観光客を始め内外から多くの人が訪れるよう、エリア一帯での文化・にぎわいの交流の推進に取り組む。

[関連する主な部署：総合政策部・自治文化部・都市整備部]

減災と復興準備により、地域防災計画と連携した 災害につよいまちをつくる

安全性・防災性を高めるまちづくりを進めるためには、災害リスクの高い地区の対策に優先的に取り組むとともに、中長期的な視点で、まち全体の安全性・防災性を高めていくことが必要です。また同時に、万が一被災した場合に早急な復興に向けた体制を確立し、具体的な復興対策を講じられるような準備をしておくことも必要です。

このため、避難所や避難路などの確保や、ライフラインや公共施設をはじめとする都市機能の防災性の向上を図り、大規模な災害が発生しても速やかに応急対応・復旧活動ができるよう減災の対策を推進します。また、万が一被災した場合に備えて、災害対応力の向上や被災後の復興シナリオを予め決めるなど復興準備を進めます。

STAGE I : 実施中もしくは短期で取り組むこと

■ 旧耐震木造住宅や狭い道路が密集した地区を対象に、優先的に災害リスクの解消に取り組む

- ・ 建物が密集し、狭い道路が多く建物倒壊被害が集中すると予測される地区を中心に、街並み誘導型の地区計画の活用などを視野に入れ、建築物の建替促進を検討する。
- ・ 地区内での防火地域・準防火地域の指定を検討する。
- ・ 地区内での旧耐震建築物の耐震化を図るため、耐震診断や耐震改修の啓発・指導・支援などに取り組む。
- ・ 地区内に存在する生産緑地や老朽化した空き家を活用し、防災機能を備えた公園やポケットパークなどの整備に取り組む。
- ・ 地区内の狭い道路・行き止まり道路が集中する場所では、避難所への緊急避難ルートの検証を行う。
- ・ 地区内の都市計画道路の早期の事業化をめざす。

[関連する主な部署：市長室・都市整備部・建設部]

■ 災害時に防災拠点や避難所となる施設の安全性を高める

- ・ 災害時に防災拠点となる市役所本庁舎を建て替える。
- ・ 指定避難所となる小中学校などの公共施設の耐震化や長寿命化を推進する。
- ・ 複合災害などにより、避難所としての機能が発揮できない可能性のある公共施設等

は、指定のあり方や使用方法について検討する。

[関連する主な部署：市長室・総合政策部・教育総務部]

■万が一の河川の氾らんに備えて、避難の準備をしておく

- ・ 外水氾らんに備えて、避難情報などの緊急情報、浸水想定区域、避難所ルートなどの周知を行う。
- ・ 早急な住民避難が行えるように、町会・自治会等のコミュニティが主体となって行う、安全な場所まで避難できるルートの検討や避難マップの作成を支援する。

[関連する主な部署：市長室・自治文化部・都市整備部]

■万が一の被災に備えて、災害対応能力の向上や復興シナリオの作成に取り組む

- ・ 毎年更新される各種データを活用し、災害リスクの変化などを継続的にモニタリングし、継続的に災害対策の見直しをする。
- ・ 様々なタイプの災害や複合災害などに対応できるように、災害シミュレーションソフトの活用や机上訓練などによる復興イメージトレーニングを行い、職員の災害対応能力の向上に取り組む。
- ・ モニタリング結果を公表したり、トレーニングを住民とともにに行う機会を設けることで、地域の防災対応能力の向上をめざす。
- ・ 万が一の被災を見据えて、震災復興の状況を想定するイメージトレーニングの実施や知識・ノウハウの蓄積、人材の確保・育成を実施する。被災後の当面の対策から長期的な対策までを含んだ復興のシナリオを、予め作成しておく。シナリオには復興にあたっての空間戦略の策定プロセスを位置づけるものとし、また、コミュニティの力を引き出しながら復興まちづくりを進めていくことを盛り込む。

[関連する主な部署：市長室・都市整備部]

STAGE II：中期的な視点で取り組むこと

■ライフラインや防災空間を確保し、都市の防災機能を向上させる

- ・ 道路・橋りょう・上下水道などのライフラインの計画的な整備や耐震化に取り組む。
- ・ 緊急輸送道路や防災拠点にアクセスする路線等については、災害時に機能が確保で

きるように整備するとともに、沿道建物の不燃化や耐震化を促進する。

- ・ 主要施設には臨時ヘリポート等を確保し、多様な救急搬送体制の整備に取り組む。
- ・ 生産緑地や空き地などを活用して、防災機能を備えた公園や広場、ポケットパークなどの整備に取り組む。
- ・ 大規模民間施設を災害時の一時的な避難所として活用できるように、民間事業者との協力体制の構築に取り組む。また、災害時に使用できる大規模空地を確保するため、土地所有者との協力体制の構築に取り組む。
- ・ 災害時に民間企業等のポテンシャルを活用するため、コンビニエンスストアなどの小売店や物資配送業者との協力体制の構築に取り組む。

[関連する主な部署：市長室・都市整備部・建設部・上下水道部]

■台風・大雨による浸水被害を軽減させる

- ・ 排水ポンプの増強や、設置義務のある貯留施設の適正管理を行う。
- ・ 河川管理者である国や県に対して、河川改修が行われるように働きかける。

[関連する主な部署：建設部]

■都市復興を推進するための体制整備

- ・ 被災後の当面の対策から長期的な対策までを含んだ復興シナリオを作成するなど、
大規模震災が発災した場合、迅速かつ適切に都市復興を進めることができる体制づくりを行う。

STAGE III：長期的な視点で取り組むこと

■まち全体としての防災機能を向上させる

- ・ 建物の倒壊による被害や、倒壊した建物が避難路を塞いでしまうことを防ぐために、耐震改修や街並み誘導型の地区計画などの活用により、倒壊リスクの高い建物の更新を促していく。
- ・ 延焼被害が拡大すると予測される地区を洗い出し、建物の延焼リスクを減らすために、防火地域・準防火地域の指定の拡大を検討する。指定の際には、事業の加速化のために必要に応じて、支援・補助制度も視野に入れて検討する。
- ・ 地区計画制度を活用して最低敷地面積や壁面後退、道路拡幅、行き止まりの解消、公園などオープンスペースの確保などをまちのルールとして定め、災害につよい住環境をつくり出す。
- ・ 震度6弱～震度6強の災害時には6400世帯の市民が住家を失うと予想されるた

め、災害時に必要となる応急仮設住宅の用地（約 24ha）を、公園・広場や生産緑地などを活用して賄うことを検討する。

- 震災時には市内の大半で液状化の被害が想定されるため、液状化リスクに関わる情報を探査する。また、液状化による地盤被害を少なくするための手法等を研究する。

[関連する主な部署：市長室・都市整備部]

戦略4 『地域コミュニティで支え合うまちづくり』戦略

地域の拠点を整備し、活発な地域コミュニティが まちづくりの主体となれるまちをつくる

戦略の基本方針

コミュニティで支え合うまちづくりを進めるためには、希薄化する地域コミュニティの活性化と、多様なコミュニティの主体が集まれる「場」づくりにより、まちづくりを進めていく主体となる、実行力のあるコミュニティをつくり出すことが必要です。

このため、コミュニティを形成し、参加を促し、コミュニティがまちづくりの主体として活躍し続けられる環境を構築することで、持続可能なコミュニティの創出を図っていきます。また、小中学校などの公共施設等を活用しながら、身近な生活圏の中にコミュニティの活動拠点を整備していきます。

STAGE I : 短期に取り組むこと

■ コミュニティの形成を図る

- ・ コミュニティの形成のために必要となる、資金・人材・情報・場所・地域資源などに関する様々な支援策を更新・充実させる。
- ・若い世代や子育て世代、勤労者などを含め、できるだけ大勢の市民が、自分の住む地域の課題発見や魅力づくりなど、地域の事柄に关心を持つてもらうような意識啓発を進める。
- ・ 地域の課題解決などのまちづくりをきっかけとして、地域活動を活性化させるための手法を検討する。
- ・ 地域のリーダーなどまちづくりの担い手となるプレイヤーを育成する。
- ・ 共助の防災意識向上を啓発し、市民による防災まちづくり活動を、地区計画等のより深いまちづくり活動への発展に結びつけていく。

[関連する主な部署：市長室・総合政策部・自治文化部・都市整備部]

STAGE II : 中期的な視点で取り組むこと

■ 近隣の人が気軽に集まれるコミュニティ空間をつくる

- ・既存の公共施設や、身近な公園、空き家、オープンスペースなどの様々な地域資源を活用しながら、容易に移動できる生活圏の中に、近隣の人が気軽に集まれるコミュニティ空間を整備する。

[関連する主な部署：総合政策部・自治文化部・都市整備部]

■コミュニティへの参加を促進する

- ・ まちづくりの活力として必要な若い世代や子育て世代、勤労者などにコミュニティへの参加を促す。また、生きがいの創出や健康寿命を延ばすためにも、高年者のコミュニティへのさらなる参加促進をめざす。
- ・ 総合振興計画や都市計画マスターPLANなどに基づくまちづくりの実施段階や、施設の維持管理・運営など、多様な場面で市民参加の機会をつくる。
- ・ 民間で代替可能な事業を実施する場合には、社会情勢や地域特性を踏まえ、行政・市民・事業者との協働による実施を検討する。
- ・ みんなでまちづくり会議などを活用し、世代も職業も多様な人たちの交流の場をつくる。

[関連する主な部署：総合政策部・自治文化部・健康福祉部・都市整備部]

STAGE III：長期的な視点で取り組むこと

■コミュニティの拠点をつくる

- ・ 学校などの公共施設に文化・交流機能を集約化することなどにより、10地区のコミュニティブロック単位でコミュニティの拠点をつくる。拠点の整備にあたっては、生産緑地や空き家などの様々な地域資源の活用も検討する。
- ・ 拠点の周辺には、日常生活に必要な各種のサービスを提供する施設が立地するよう、機能の配置や誘導を図る。
- ・ 公共施設の機能の集約や複合化を図る場合には、地域の市民に最も高い頻度で利用されている公共施設を中心にするなど、コミュニティの活力を阻害しないように配慮する。
- ・ 地区内の拠点となる施設へ向かう主要な路線のバリアフリー化を進める。
- ・ 歩行空間や自転車通行空間の整備、公共交通の充実により、活動拠点へのアクセシビリティを高める。

[関連する主な部署：総合政策部・自治文化部・市民生活部・都市整備部]

■持続可能なコミュニティを創出する

- ・ 市民・事業者・行政などによる協働の取組みの推進や、支援、情報発信、活動場所の提供などをとおして、コミュニティがまちづくりの担い手として活動し続けることができ、また、その活動が発展し、そこから新たなコミュニティが生まれることが可能となるような、持続可能なコミュニティを創出する。
- ・ 子育てや介護などをお互いに支え合うコミュニティが主体となってまちづくりを行うような、活発な地域コミュニティが持続するまちづくりを目指す。

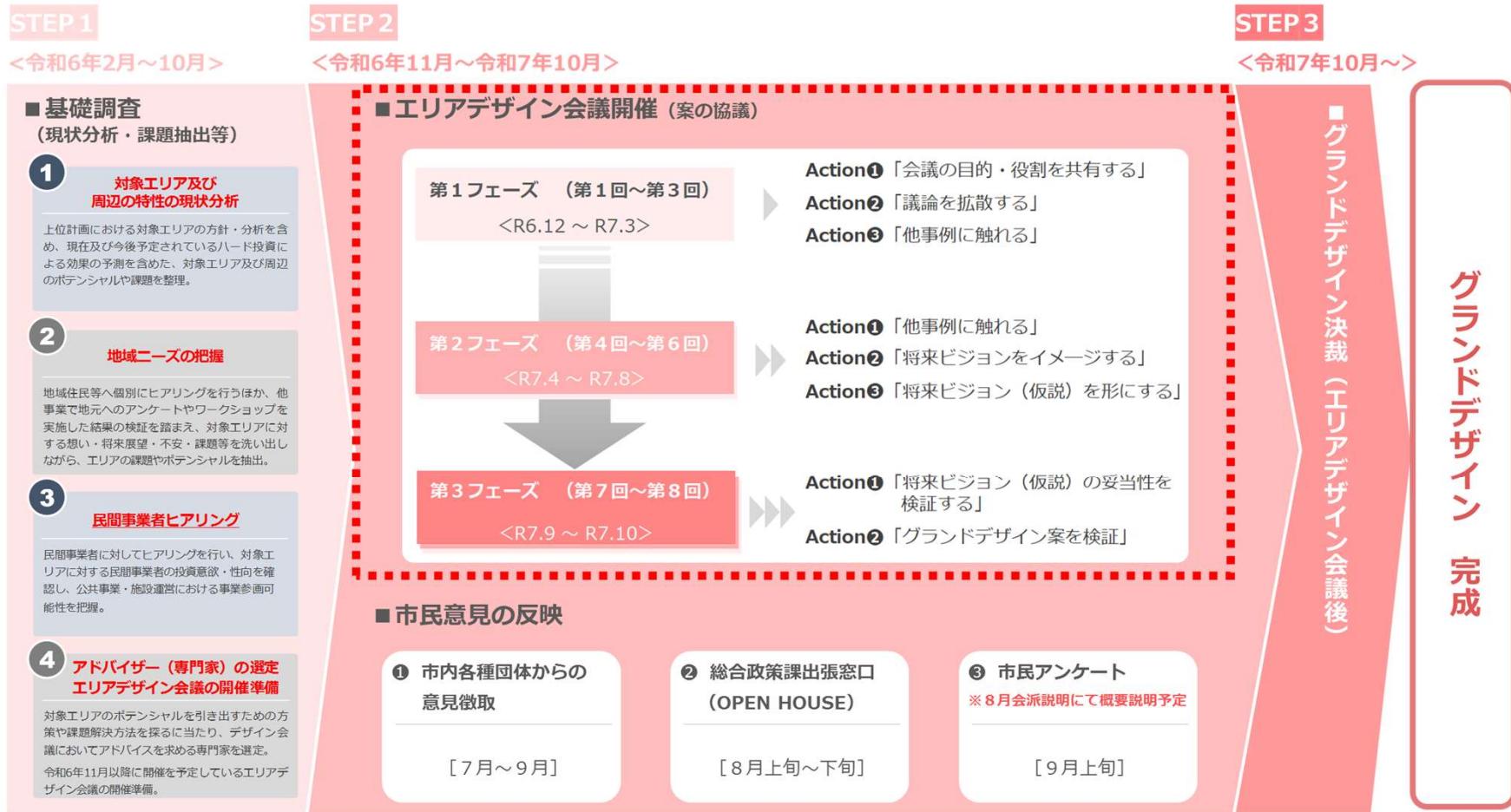
[関連する主な部署：総合政策部・自治文化部・都市整備部]

【補足】（仮称）柿木・青柳エリアグランドデザインについて

01 （仮称）柿木・青柳エリアグランドデザインの検討プロセス

令和6年12月3日付け、柿木・青柳エリアデザイン会議を発足。

「専門家」・「市民」・「行政」で委員を構成し、それぞれの立場から広く意見を募り、グランドデザインに係るイメージの共有及び意見交換を行う場として会議を開催してまいりました。





【補足】(仮称) 柿木・青柳エリアグランドデザインについて

01 柿木・青柳エリアにおけるまちの将来像+サブフレーズ

草加市にとっての「柿木・青柳エリア」はどういう価値を有しているのか

地域住民をはじめ、このエリアに関わる全ての人にとってどのようなまちであることが望ましいのか

柿木・青柳エリアが目指すまちの将来像の考えたときに、このエリアにとって核となるもの・象徴となるもの、そして草加市にとって欠かせないものが「みどり(Green)」と「空間(Park)」と「つながり(Town)」

これらを残し・活かし・想い続けることが、柿木・青柳エリアのミライにつながる

草加市と関わる全ての皆さんと共に創り上げていきたい、「SOKA Green Park Town」の実現を目指して

- まちの将来像 -

SOKA Green Park Town

～人とくらしがつながる新しいふるさとの創造～

エリアにとって“核となるもの・象徴となるもの”となる代表格が「そうか公園」

「そうか公園」を核とする柿木・青柳エリアは草加市にとって“欠かせないもの”

そこからエリア全体に滲み出され「みどり(Green)」と「空間(Park)」と「つながり(Town)」が
一体となり、「SOKA Green Park Town」をまちの将来像のコンセプトとします

- それぞれが持つ意味 -

Green

「みどり」

Park

「空間」

Town

「つながり」

みどりの新たな価値を伝える場／ランドスケープ（風景）／生態系／自然環境／農／保水機能

憩いの場／楽しむ場／交流の場／福祉の場／
使える場／体験する場／活動する場／多様性／
防災拠点／学びの場／守る場／伝える場／魅せる場
／働く場／くらしの場／スポーツ・健康づくりの場

豊かな暮らし／地域コミュニティ／交通ネットワーク／愛着と誇り／ビジネス／自然共生／歴史・文化の継承／産学官連携／教育／市民協働